

発議第2号

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例制定の件

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月11日提出

提出者 更別村議会議員 太田 綱基
賛成者 同上 安村 敏博

1 理由

議員が議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給について、議員の職責に鑑み、そのあり方を明確にする必要があることから、この条例を制定するものである。

2 要旨

議員が自己都合、疾病等その他の事由により、定例会、臨時会及び委員会並びに議会が認めた会議及び研修会等を引き続いで長期間欠席したときの議員報酬について、議会等に出席できない期間に応じて減額することや減額の期間、減額の対象外とする事由など、必要な事項を定める。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行						
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 議員報酬は、就職した月にあっては、その就職の日から日割りをもって計算した額、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。ただし、その職を離れた月に再びその職についたときは、重複して議員報酬を支給しない。</p>	<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 議員報酬は、就職した月にあっては、その就職の日から日割りをもって計算した額、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分の全額を支給する。ただし、その職を離れた月に再びその職についたときは、重複して議員報酬を支給しない。</p>						
<p>(議員報酬の減額)</p> <p>第4条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、定例会、臨時会及び委員会並びに議会が認めた会議及び研修会等（以下「議会等」という。）を引き続いて長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬の額から、議会等に出席できない期間に応じて、次の表に定める割合をそれぞれ乗じて得た額を減額するものとする。</p>							
<table border="1"><thead><tr><th>議会等に出席できない期間</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>180日以上 365日未満</td><td>100分の25</td></tr><tr><td>365日以上</td><td>100分の50</td></tr></tbody></table>	議会等に出席できない期間	割合	180日以上 365日未満	100分の25	365日以上	100分の50	
議会等に出席できない期間	割合						
180日以上 365日未満	100分の25						
365日以上	100分の50						
<p>2 前項の規定は、議会等に出席できない期間が180日又は365日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からそれぞれ開始し、議会等に出席ができるようになった場合においては、その日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終了する。</p> <p>3 議会等に出席できない事由が、北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害及びその他議長が特に認めた場合については、前2項の規定にかかわらず、その職に応じた議員報酬の全額</p>							

を支給する。

(費用弁償)

第5条 (略)

(期末手当)

第6条 (略)

(準用規定)

第7条 (略)

(費用弁償)

第4条 (略)

(期末手当)

第5条 (略)

(準用規定)

第6条 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。